

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）のうち申立人母及び子2名の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう1名の子が精神疾患に罹患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子2名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月から平成27年7月まで、当時の状況に応じて月額3万円から9万円（合計312万円）の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、申立人X2（以下「申立人X2」という。）、申立人X3（以下「申立人X3」という。）及び申立人X4（以下「申立人X4」という。）（以下申立人4名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- | | | |
|----------|------------------------|-------------|
| (1) 損害項目 | 日常生活阻害慰謝料（増額分） | |
| 期 間 | 自 平成23年3月11日 | 金3,120,000円 |
| | 至 平成27年7月31日 | |
| (2) 損害項目 | 生命身体的損害（通院慰謝料）（申立人X2） | |
| 期 間 | 自 平成24年5月24日 | 金1,680円 |
| | 至 平成24年5月31日 | |
| (3) 損害項目 | 生命身体的損害（通院慰謝料）（申立人X3） | |
| 期 間 | 自 平成23年4月14日 | 金11,760円 |
| | 至 平成24年11月29日 | |
| (4) 損害項目 | 生命身体的損害（通院慰謝料）（申立人X4） | |
| 期 間 | 自 平成30年5月2日 | 金5,040円 |
| | 至 平成30年7月18日 | |
| (5) 損害項目 | 生命身体的損害（申立人X2の診断書取得費用） | |
| 期 間 | 令和2年11月12日 | 金5,500円 |
| (6) 損害項目 | 生命身体的損害（申立人X3の診断書取得費用） | |
| 期 間 | 自 令和2年10月23日 | 金11,300円 |
| | 至 令和2年11月12日 | |
| (7) 損害項目 | 生命身体的損害（申立人X4の診断書取得費用） | |

期 間	令和2年11月1日	金5,500円
(8) 損害項目	生命身体的損害（申立外Aの診断書取得費用）	
期 間	令和2年10月23日	金5,500円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金3,166,280円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

令和3年3月30日

(仲介委員 永山 在浩)